

601 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説明及び同意 (第3条の7)	○ 利用申込者又はその家族への説明を行っているか ○ 利用申込者の同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第3条の12)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅介護支援事業者等との連携 (第3条の13)	○ サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第3条の15)	○ 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの）
サービスの提供の記録 (第3条の18)	○ 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか ○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 (第3条の22)	○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	◆ 身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 (第3条の24)	○ サービスの日時等については居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ決定しているか ○ 定期的に利用者の居宅を訪問しアセスメントを行っているか ○ 主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標達成のためのサービス内容等が記載されているか ○ 利用者又はその家族への説明を行い、利用者の同意を得ているか ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか ○ 訪問看護報告書は作成されているか	◆ 居宅サービス計画 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの） ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ モニタリングの結果がわかるもの ◆ 訪問看護報告書

601 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
確認項目		確認文書
従業者の員数 (第3条の4)	○ 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ○ 必要な専門職が配置されているか ○ 必要な資格を有しているか	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
管理者 (第3条の5)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
受給資格等の確認 (第3条の10)	○ 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
利用料等の受領 (第3条の19)	○ 利用者からの費用徴収は適切に行われているか ○ 領収書を発行しているか	◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第3条の27)	○ 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか	◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第3条の29)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.緊急時等における対応方法 7.合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8.虐待の防止のための措置に関する事項 9.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等 (第3条の30)	○ サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ○ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ○ 性的言動、優越的な関係を背景とし	◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 雇用の形態（常勤・非常

601 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

	た言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	勤) がわかるもの ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策定等 (第3条の30の2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第3条の31)	○ 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催(おおむね6月に1回以上)、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第3条の33)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第3条の34)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット／チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第3条の36)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
地域との連携等 (第3条の37)	○ 介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上開催しているか ○ 介護・医療連携推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか ○ 介護・医療連携推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか ○ 介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか	◆ 介護・医療連携推進会議の記録
事故発生時の対応 (第3条の38)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ○ 事故状況、事故に際して採った措置が記録されているか ○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ◆ 事故に際して採った処置の記録 ◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止	○ 虐待の発生又はその再発を防止する	◆ 虐待の防止のための対策を

601 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

(第3条の38の2)	ため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか	検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの
-------------------	---	--

注) 確認項目の条項は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」から抽出・設定したもの